

令和8年3月号

三田駅前交番
交番だより

三田警察署
079-563-0110

【進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化】

春は進学や進級、就職などで子どもたちが希望と期待に胸を膨らませる時期ですが、生活環境が大きく変わり、飲酒や喫煙、家出などの不良行為や万引き、薬物乱用などの非行に走りやすい時期でもあります。

スマートフォンやオンラインゲームなどの普及に伴い、子どもたちが児童ポルノを始めとする性被害やSNSの書き込みが原因のトラブル、SNSで知り合った相手と直接会うことで誘拐される事件などが増加しています。

○ 地域ぐるみで子どもを非行と犯罪被害から守ろう

子どもたちを非行と犯罪被害から守るためには、地域の方々が日頃から厳しくも温かい目で子どもたちを見守り、時には周りの大人が「悪いことは悪い」ときちんとして注意することが大切です。

子どもが出す「危険なシグナル」を見逃すことなく、子どもに対して常に自分のことを気にかけている「大人の目」があることを伝えましょう。

○ 子どもたちを守る対策

インターネット上での違法・有害な情報や犯罪被害などから子どもたちを守るためには、保護者の皆さんが子どものインターネットの利用状況を把握し、適切に管理する「ペアレンタルコントロール」が重要です。

■ 保護者の皆さん自身が関心を持ちましょう

- 子どもたちがスマートフォンやパソコンなどをどのように使っているか確かめる。
- 違法・有害な情報の危険性を教える・SNSなどに個人情報を書き込まない・SNSなどで知り合った人と絶対に会わない
 - ・ 薬物や家出、自殺サイトなどの有害な情報を閲覧しない
 - ・ 子どもとインターネットの利用方法についてよく話し合い、家庭でルールを決めておく


■ フィルタリングサービスを利用しましょう

青少年インターネット環境整備法や青少年愛護条例では、保護者は

- 子どもインターネットの利用状況を適切に把握しなければならない
- 子どもインターネットの利用に伴う危険性などについて認識し、健全な判断能力の育成を図らなければならない
- 子どもスマートフォンなどには、フィルタリングを利用するなどの方法により、インターネット上の有害情報を閲覧させない措置を講じなければならないなどの義務が定められています。

少年問題に関する相談は

無料ダイヤル 悩んだら トーク
0120-786-109
※受付時間 9:00~17:00



少年相談室「ヤングトーク」